

就農状況報告（別記様式第9-1号，様式9-1号-1）について

●別紙様式第9-1号 **（交付期間中）**

（毎年7月末と1月末に提出）

		採択年度
		全年度
かがみ	別記様式第9-1号（原則令和2年度の様式を使用）	交付期間
添付書類		
別添1	作業日誌の写し	交付期間
【確認ポイント】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業従事日数が年間150日以上（H26.2.6以降は150日以上かつ1,200時間以上） 就農状況確認チェックリストにて確認 ■ 日々記帳していること（「ㄗ」の使用不可。） 	
別添2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決算書及び所得証明書の写し 	7月報告のみ
【確認ポイント】	<p>前年の総所得（農業経営開始前の所得，被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金は除く。以下同じ。）が350万円以上で交付停止</p> <p>経営開始2年目以降は，前年の総所得が100万円未満の場合は150万円交付 100万円以上350万円未満の場合：（350万円－前年の総所得）×3/5を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業以外の所得が過大になっていないか 	交付期間
別添3	通帳及び帳簿の写し	交付期間
別添4	農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類 <u>①</u> 及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 ※下線部は2回目以降変更があった場合のみ	交付期間
【確認ポイント】	<p>【交付要件に関する調査で確認した農地に関する資料 <u>①</u> をまとめておく】</p> <p><u>①</u>農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 規模拡大により，親族から借りている農地が主となっていないか 【H26.2.6以降は親族過半となった時点で確約書を結ぶ→ 交付期間中に所有権移転】 【令和元年以降は親族との利用権設定で可】 ■ 経営開始計画等の達成に必要な経営資産を縮小していないか （計画に則しているか） ■ 耕作すべき農地を遊休化していないか 	

○別紙様式第9-1号-1 **(交付期間終了後)**
 (毎年7月末と1月末に提出)

		採択年度		
		平成28年度以前	平成29年度～	
かがみ	別記様式第9-1号-1 (原則令和2年度の様式を使用)		交付期間終了後 3年間	交付期間終了後 5年間
【確認ポイント】	作業日誌 (かがみと一体)			
	■ 農業を継続しているか (離農していないか)			
	■ 週ごと記帳していること (「ㄥ」の使用不可。)			
添付書類				
別添1	■ 確定申告書類又は所得証明書の写し	7月報告のみ	交付期間終了後 3年間	交付期間終了後 5年間
【確認ポイント】	■ 農業所得の有無 (農業で収益を上げているか、他業種の給与所得が主となっていないか)			
別添2	農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類 (①)	変更がある場合のみ	交付期間終了後 3年間	交付期間終了後 5年間
【確認ポイント】	【交付要件に関する調査で確認した農地に関する資料 (①) をまとめておく】			
	①農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。			
	■ 規模縮小していないか			
	■ 耕作すべき農地を遊休化していないか			
別添3	経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し		交付期間終了後 3年間	交付期間終了後 5年間